

昭和60年の制度改正に関する国会議事録

(5人未満の事業所への厚生年金の強制適用の拡大)

昭和52年4月21日 衆議院 社会労働委員会

大原亨君(日本社会党) ~中略~ 国民年金、厚生年金の中で問題は、国民年金は残ったものを全部総ざらいしたようなことになったものですから、いろんな人が入っておるわけです。一番大きな問題は、五人未満の事業所の雇用労働者が国民年金に入っておるということです。腕一本、すね一本の被用者がそこに入っておるということです。自営業者あるいは自由業者との間で共存関係にあるということです。そこで、制度を改正するときに、こっちをやろうと思うと、こっちが問題になる。保険料負担でも何でも皆そうです。そういうことで足を引っ張り合っておるという関係にあるわけです。

私が質問する第二の大きな問題は、五人未満の被用者が現在何人いて—これを国会においてはしばしば決議している。であるにもかかわらず、厚生省の諸君は、国会の意思を無視して、これについては何ら見通しをつけない。こういうことは、これからの低成長下の時代における年金のあり方としては基本的に問題ではないか。一体何人あって、これをどうしようとするのか、そういう点についてはっきりお答えいただきたい。

木暮保成君(厚生省年金局長) 五人未満の事業所に働いておられる従業員の方々に厚生年金なり健康保険を適用するという事は、かなり長い期間大きな課題になっておるわけでございます。現在、五人未満の事業所の数でございますが、百二十八万程度というふうに見ております。従業員の数にしまして三百四十二万人というふうに考えておるわけでございます。

この問題につきましては、先生御承知のように長い間の懸案ではございますけれども、一方五人未満の事業所に勤めておられる方の雇用状態というものが不安定でございまして、なかなか適切な方法が見つからないわけでございます。現在、また庁の方から御説明を申し上げますけれども、任意包括加入制度を積極的に活用いたしまして適用に努めておるわけでございますが、基本問題につきましては、健康保険と並ぶ問題でございますので、社会保険審議会の健康保険問題等懇談会において、大きな課題の一つとして議論をしていただいております。

大和田潔君(社会保険庁年金保険部長) ただいまの年金局長の説明のとおりであります。が、社会保険庁といたしましても、任意包括、これの適用を図るということで、当面強制適用業種の三人から四人、それから非適用業種の五人以上、こういったものを対象にいたしまして、任意加入の適用促進をしております。

大原亨君(日本社会党) 任意加入の適用状況はどうですか。

大和田潔君(社会保険庁年金保険部長) 昭和五十年におきまして事業所数が二十万、それから被保険者数百四十六万人を適用いたしております。

大原亨君(日本社会党) むしろそういう点は労働省関係の方が熱心で、細かに言わないけれども、政府としても五人未満の事業所に対する適用が進んでいるのです。

それから私、これは再調査してもらいたいと思うのだが、五人未満は五百万を超えるというふうには私は見ている。その議論をしてもしょうがないが、いまあなたの方は

三百四十二万と言った。しかし、膨大な労働者で一番不安定な立場の人が年金権から除外をされておる。人を雇用する際には、いまの制度ではその半分は保険料を払うわけですから、そのことを含めて、やはり社会的な責任として被用者に対する年金権を公平に保障するような措置をする。これは厚生年金、被用者年金の中に入れる必要がある。その中で所得の再配分という考え方で、保険料や給付についてのどのような措置をとるかということを含めてこの制度を早急にやらなければいかぬ。

そこで、それは大体いつごろを目標にやるのか。いままで何回も決議したけれどもやっていない。これは国会無視もはなはだしいと私は思うのですが、いかがですか。
木暮保成君（厚生省年金局長） 五人未満の被用者保険適用の問題、これは長年の宿題になっておるわけでございます。結果的には、任意加入制度の促進ということに終わっておるわけでございますけれども、私どもといたしましては、最重点施策として鋭意検討をしまいつけておるわけでございますけれども、現実には技術的にも非常にむずかしい点がございます、結論を得ていない状況でございます。

これは先ほど申し上げました健保等懇でも取り上げていただきまして、健保等懇の結論は秋を目標にしておるということでございますが、それに並行いたしまして私どももさらに検討を進めてまいりたいと思っております。

昭和54年5月8日 参議院 社会労働委員会

橋本敦君（日本共産党） ～中略～ それで、国民年金のもう一つの大きな問題としては、サービス業、それから五人未満の事業所で働く労働者、こういったところで厚生年金を適用するように計画的にもっと進められないだろうか、これも基本改革の方向の非常に重要な課題なんですね、この点について政府はどうお考えでしょう。

木暮保成君（厚生省年金局長） 五人未満の事業所の従業員の方とか、あるいはサービス業の従業員の方は、現在健康保険は国民健康保険に入っておりますし、年金では厚生年金ではなく国民年金に入っておるわけでございます。この方々は、被用者ということには間違いないわけでございまして、健康保険につきましても年金につきましても、被用者保険を適用するということは私どもも望ましいというふうに思っております。これにつきましては、各方面からかねて御指摘をいただいております、私どもの方も社会保険庁を中心にいたしまして、任意包括加入という制度があるわけでございますが、その推進を図っておるわけでございまして、着々実績も上がりつつあるわけでございます。制度的に踏み切れないかという問題が一つ残るわけでございますが、私の所管の年金で申し上げますと、やはり長年の加入実績、保険料納入というようなことの必要な制度でございますので、その間事業所の事務処理がうまく行きませんと、かえって年金権に結びつかないというようなおそれもあるわけでございます。この点につきましては、今後とも研究をさしていただくと同時に、社会保険庁の方の行政努力の方は従来にも増してやってまいりたいというふうに考えております。

橋本敦君（日本共産党） それでは、それは推進をしていただくということで、財源対策について二つだけ聞いておきます。

安恒良一君（日本社会党） ～中略～ そこであと、いろいろお聞きをしたかったんですが、一つだけお聞きをしておきます、厚生大臣にですね。

五人未満の労働者の適用問題についてどうしようとされているのか。この審議会でも今後の研究課題のようにされていますが、私は年金の整合性を図っていく場合には、雇用された労働者が、ある者は国民年金に入っている、ある者はいわゆる厚生年金に入っているというのはいけないと思うんです。五人未満の人というのは約五百万人だと、これは厚生省の推計で五百万人の人が今日おると、それから任意包括で適用されている人が約百五十万人だと、こういうことになっていますね。そこで、適用困難な理由なんかをこれから厚生大臣から聞こうと思っております、何回も聞いております。しかし、いずれにしてもこの問題は何とかしなきゃならぬ、これをどうしようとされているのか、このことについて端的にひとつ言ってください。

木暮保成君（厚生省年金局長） 五人未満の事業所の方々を厚生年金に入れるということは、国会でもしばしば御指摘がございましたし、私どもも重要な課題というふうに考えているわけでございます。しかし、厚生年金の場合には、二十年、三十年の将来において、厚生年金の適用事業所に入っていたのかあるいは国民年金に入っていたのか、そこら辺がはっきりいたしませんと年金権に結びつかないという問題が起こるわけでございまして、一律に五人未満の事業所を適用するというを将来も検討すると同時に、任意包括制度の活用ということで推進をしてきておる次第でございます。

安恒良一君（日本社会党） 厚生大臣、全くあの人たちは怠慢だと思う。私はここに昭和五十二年の四月二十一日の議事録を持ってきています。当時木暮君は何と答えているのかというと、五人未満の事業所の適用問題は長年の宿題になっていますと、「結果的には、」云々ということで、「私どもといたしましては、最重点施策として鋭意検討をしまいつけておるわけでございます」、そういうことで、健保懇等が取り上げておりまして、健保懇の結論が秋を目標にしておるのでございますから、それと並行いたしまして私たちはさらに検討、努力をしますということを答えているわけです。これはあなた昭和五十二年に答えている、五十二年の四月に。私は過去の木暮君がどんなことをしゃべったかというのを全部議事録洗ってきょうは来ているんです。そうしておきながら、いまもまた同じようなことを答えている。あのときは最重点課題としてやりますということを社労で、しかも私たち社労は何回も何回も五人未満の適用については附帯決議をしているんです。附帯決議をもらったときは、大臣はその趣旨を体しましてと、こう答える。そして官僚も言っておきながら、五十二年から、ことしは五十四年ですよ、まる二年たっている。たとえば私はこういう宿題を出した。未適用を適用した場合に保険財政はどういうふうになるだろうか、この年金懇の中には五人未満の資料が入ってないからせめてそれを計算してくれないかということのをきょう注文したら、その計算もしてないというんだから全く怠慢なんだ。何をやっているかというんだ、官僚は。二年間国会議員をだまかしている。せめてそういう計算までぐらいたたり実態を調べた上でこういう困難がありますと言うんなら私は聞くんですよ。答弁はあの人は同じことばかり言っている。二年間何をやっておったか。こういう点について、大臣、あなたの所見を聞いて私は終わりにしたい。

橋本龍太郎君（厚生大臣） 二年間局長は何をやっておったかと聞かれましても、私も局長の当番ばかりしておりませんからよくわかりません。ただ、いま数字の点等で指摘を受けていたのにその作業をしていなかったとすれば、これはどういう理由でしてなかったのかも私も聞きますし、それなりにお答えをいたします。

安恒良一君（日本社会党） ～中略～ それから、これまた最後のあれですが、厚生年金について、五人未満の事業所の従業員に対する適用促進問題について、これもいまさつき私が読み上げたとおり、毎委員会のたびに附帯決議がついています。そして議論していますね、五人のを。そしてたとえば「具体的方策を樹立し、適用の促進に努めること。」と、こう書いてある。そして労働省関係の保険は五人未満にも適用になっておる。ところが厚生省関係について五人未満が適用になってない。だから同じ労働者で、ある人は国民年金に入っている、ある人は五人以上であると厚生年金に入っておる。それからきょうは健康保険の議論でありませんが、健康保険の場合でも、五人未満の労働者は御承知のように国民健康保険に入っている、五人以上のところであると、政府管掌に入っておる。厚生省だけが五人未満を手をつけ切らない。すでに労働省は卒業して、五人未満のところについて適用すべきものは全部適用し終わっている。同じ政府の中で、労働省でできることがどうして厚生省でできないかということの議論も、大臣、何回もしたんです。そしてその都度附帯決議をつけて、今回は少しは前向きで何か方針が出てくるだろうとこう思ったんですが、まだ何も出てきていないんです。ですから、五人未満の事業所の従業員に対する厚生年金の適用ということは、もう国会の附帯決議であると同時に、これまた関係審議会からもきちっとついでおるところなんです、どこまで検討してどうしようとするのか、決議のつけっ放しで、もう五十年代だけとっても五年間決議のつけっ放しで、少しも前向きに、せめてここまでこうしたいとか、ここにこういうことがありますとか、そういうこともないんですよ。それじゃ何のために附帯決議をつけているのかということになるわけですが、もうこの附帯決議がつき出して相当の年数たっていますからね、具体的な五人未満の事業所の従業員を厚生年金に適用するためにどうするのかという具体策について考え方を聞かしてください。

新津博典君（社会保険庁年金保険部長） いわゆる五人未満事業所に対する厚生年金の適用の促進でございますが、ただいま御指摘がございましたようにいろいろと検討して、わずかずつではございますが、現在の法律で決められております任意包括適用の条文に従いまして、適用の拡大を図っておるところでございますが、御指摘がございましたように、なお努力の足らざる点がございまして、今後なお一層努力をしまいたい、かように思っております。

安恒良一君（日本社会党） これまた全くもうお粗末なことで、議事録読んでごらん下さい。いつもそう言っているんだよ、あんたたちは。そして、それに対して委員から、任意包括じゃだめなんだと。すでに労働省の事例にならって、五人未満についてもきちっと強制適用を厚生年金にしなきゃならぬじゃないかということの議論をいつもされているんですよ、十年一日のごとく。まあ人はかわっているかわかりませんよ、あなたたちあちこち転勤するから。同じ答弁を、大臣ね、ひとつ議事録を読み直してください。いまと同じことをいつも言うんです。それじゃ進歩がないじゃないですか。何のために附帯決議をつけているんです。たとえば、強制適用についてはこういうふうの実態を調査をしましたとか、こうしましたとか、ここにこういうネック点がありますとか、こう言うなら少しずつ前進していると思うけれどもね、いま言ったことはいつも同じことを言うんですよ、過去の議事録見ると。それでは本当にやる気がある

のかどうかと。やっぱり行政改革というのはそんなやる気のない人間から改革していかなくちゃいけないんじゃないですか。毎年毎年同じこと、本委員会で聞かれると同じことを、てにをはの使いがちちょっと違うだけの答弁をもう五年も六年も繰り返してきた。この点、大臣どうですか。

園田直君（厚生大臣） 事務当局の話では、いろいろ問題あるようではございますが、御意見のとおりでございますから、よく勉強をして、これを推進をいたします。

安恒良一君（日本社会党） それでは、どうかまた来年の厚生年金の改正を本国会で議論するときには同じ答弁にならないように、少なくとも前向きに検討して、こうしたいとか、ここに問題があるとか、この点はどうかと、こういうことであるならば私たちも御相談に応じるし、議論に参加できると思いますから、どうか次回のときにまで、これも宿題にしておきますから、ひとつ前向きに御検討をお願いをしたいと、こういうことを申し上げて厚生年金関係については終わりにしたいと思います。

昭和 55 年 11 月 25 日 参議院 社会労働委員会

対馬孝且君（日本社会党） ～中略～ もう一つ時間もないから、これだけはどうしても言わなければいけない。それは、五人未満事業所の従業員の被用者の保険適用の問題があるのです。これはぜひやってもらいたいという意見ですから。

これは十一月十七日の厚生省保険局の医療保険制度の改革要綱試案にも出てくるのですが、被用者の保険のところ、被用者でありながら、現在被用者保険の適用を受けていない五人未満事業所及びサービス事業の従業員は、大変な実苦勞しておるわけです。これは一番多いんですよ、いま。たとえば、飲食店だとか、サービス業に携っている五人未満の方々が、それは国民健康保険に入ればいいじゃないかと、これは厚生省の言うことは決まっているんだ。そんな問題じゃないと思う、私は。五人未満の事業所のサービス業に携っている従業員がどうしたらこの保険の適用を受けるかと、こういうことについてむしろ積極的に私は保険水準を引き上げるという、このことがやっぱり大事なことであって、それが全然満たされていない。こういう問題は、これは非常に大きな問題だと思いますよ。現在、私の調べによると、五人未満事業所及び五人以上事業所で非強制適用業種に対する適用されている方は、事業所の総数で二十三万四千、被保険者数で百八万六千人、適用されていないのは百二十八万四千事業所ある。その従業員は三百四十二万五千人いる。こういう実態の、末端の一番底辺の方々のこういう問題について、やっぱり五人未満事業所の、恐らく厚生省は実態調べもしていないだろう、こういうことについては。私は調べがしていないから、これあえて数字をこちから言ったんだよ。これはどうして任意包括でなければだめなんだというようなことが、一体私にはどうも理解することができないんですよ。この問題もあわせてひとつ答弁してくださいよ。

吉江恵昭君（社会保険庁医療保険部長） 五人未満の適用のうち、未適用者の数は先生いまおっしゃった百二十八万四千事業所。それから人員の方は三百四十二万五千人。これは昭和五十年に総理府の事業所統計調査などから推計した数字でございます。

それから、適用の方は、これもほぼ先生のおっしゃっていることと同じでございますが、私どもの持っている数字はほんの二、三万ずつ違いますが、二十一万一千事業所あるいは百四万九千人適用しております、これは実を言うといま申し上げました百二十八万なり三百四十二万なりから適用した方の数でございます。ただ先生御承知

のように、五人未満の零細事業所は非常に消長が激しいわけですから、私どもとしては先生おっしゃるように、任意包括適用制度を活用して積極的にやっておりますつもりでございます。積極的にやっておりますつもりでございますが、たとえば五十一年度から、相手が非常に小さい事業所であるということから、社会保険事務指導員を商店街などの一定地域に配置して、事業所に対するきめ細かい指導を行うなど一生懸命やっておりますわけですが、繰り返しになりますが、相手の事業所の規模も非常に小さくて不安定であるということで、努力して適用する反面で、またそういうものが発生してくるということはまことに残念でございますが、これは厚生年金保険と私どもと共通の仕事でございますので、もっといい方法がないものか研究してみたいというように考えておるわけでございます。

対馬孝且君（日本社会党） たとえば、それじゃお伺いするけれども、労働省の場合は、これは労災保険にしたって失業保険にしたって、全部これ保険適用しているじゃないですか。何でこれだけがそれじゃ任意包括でいかなきゃならないんですか。おかしいじゃないですか、これ。このこと自体だっておかしいでしょう。端的な話、わかりやすいこと言っって、労働省ができて厚生省がなぜできないんだというんだ、私が言っているのは。そういうところにやっぱり言葉では鈴木内閣は思いやりの政治というが、思いやりじゃない。これは思い上がりで切り捨てる政治じゃないか。こういう末端の本当の弱者と言われる—こういう言葉を使いたくないけれども、本当に満たされていないこういう方々こそ、私は、いまこそ本当に政府がやっぱり手を差し伸べる。われわれ政治の責任としても手を差し伸べるというところが一番いま大事なことなんだよ。これを称して思いやりの政治というんだよ。そんなもの切り捨てておいて、何が思いやりの政治だ、思い上がりの切り捨てる政治じゃないか、私に言わすれば。こういう問題について労働省が現実、失業保険にしたって労災保険にしたって、いま言ったようにやっているんですよ、これ。どうしてこれできないんですか、そういうことが。

吉江恵昭君（社会保険庁医療保険部長） 労災保険と私どもの間には、先生これも御承知だろうと思いますが、制度上の違いがございまして、向こうは申告納付方式であるのに比べまして、私どもは標準報酬月額というものを採用して、これをきっちり記録して年金などに反映させていくとか、それから同こうは年一回の把握でございまして、私どもは毎月毎月把握してそれを記録して、それを単位にいろいろな仕事を進めていくとか、いろいろ差異があるわけでございます。

それで、私どもがいまのこの制度の抜本的なあり方自身を全く見直すということはともかくといたしまして、現在の適用、現在の一応制度のままで未適用事業所を解消しようとするれば、事業所の数が二倍を超えることになりまして、それから事業所の移動とか従業員の移動が非常に激しくて、事業運営がなかなか困難でございまして、その他いろいろ問題でございます。それで莫大な予算定員が必要となるということでございます、完璧にやろうとするれば。しかしながら、私どもは先ほどから申し上げておりますとおり、いままでの予算定員ないしは若干のプラスをお願いしまして、一生懸命に現在の制度の中でやろうと思っておりますし、それからいろいろな先ほども申し上げましたように、民間の委員の方なんかもお願いいたしまして、この解消に努めてまいりたいというように考えておるわけでございます。

対馬孝且君（日本社会党） いや、どうもあなたの答弁聞いていると、やるようでもありまたやらぬでもあるというような、何かわかったようなわからないようなことを言っただけで、聞いている人がわからないよ、あなたの言うことは。だから、私の言いたいのは、百歩譲ったとして、失業保険はそれじゃどうなるんだと。労災保険の場合は、

仮に等級のランクがあったとしたって、失業保険の場合と同じじゃないか、これやろうとしたら、できないわけじゃないか。ただ、あなた本音言っているでしょう、いま。財源上の理由だと、こう言って、いま本音言ったじゃないですか。財源上の理由があるかないかということは、もちろんそれは財源はあるでしょう。それを、私が言いたいのは、それはこれからやっぱり厚生省という——厚生省ですよ、間違わないでもらいたい、厚生省としてこういう方々に、問題解決のために積極的にやっぱり取り組んでいくと。そのときに財源がぶつかったら、これは大蔵省と体当たりする以外にないでしょう、そういう私は姿勢をとられるのか。何か後段を聞くとわかったようなことになるけれども、最初は否定して妙な意見にもなるしね。そこらあたりちょっとわかったようなことをきちっと言ってもらわぬと、取り組むなら取り組むように、ひとつこれから努力していきますというならそれで私は了とするんだよ、何も。ところがどうも最初は否定しておって、後から何か取り組んでいくような気持ちもあるような、ないようなことではわからないんだよ、これ。みんながやっぱり聞いている限りは、わかったようなことを言ってもらわないと困る。

吉江恵昭君（社会保険庁医療保険部長） どうも、私の表現が適切を欠いておるようで失礼いたしておりますが、私どもは現在の任意包括制度を適用してやっておりますが、これをフルに活用して、積極的にこの問題の解消に取り組んでまいりたいというように考えております。

対馬孝且君（日本社会党） あのね、任意でやるということについては、何もそんなことをあなたに聞かなくたって、そんなもの現在やっていることじゃないですか。私が言っているのは、これ強制的に加入させるべきであると、このことを言っているんだ、ここを間違わないでもらいたい。任意で促進するということについてはいまでもやっているんだ、そんなもの。だから強制的に加入をしていくべきではないかと、させるべきではないかと、このことを言っているのであって、そこをまずもう一回はっきりしてもらいたい。

それから先ほど言った老人医療のこの七十歳——退職後の継続問題、この点もひとつ確認の意味で、もう一回聞きますよ。

吉江恵昭君（社会保険庁医療保険部長） 強制適用にすべきだということは、私はここで簡単に、するもしないとも結論をちょっと出しかねますので、検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

昭和 56 年 5 月 12 日 参議院 社会労働委員会

安恒良一君（日本社会党） ～中略～ そこで、これもまた問題であります、五人未満の事業所適用問題についても、これももう私、国会議員になってから年金上げるたびに決議されています。私、国会議員になる前の記録も読ましていただいて、去年も申し上げましたが、五人未満事業所の適用問題が依然として進んでおりません。これまた、通り一遍の答弁にいつもなつて、先生の趣旨を踏まえましてできるだけ前向きにと、こういうことは去年の議事録にも全部書いてございますが、具体的に、五人未満の適用拡大のためにその後どういう努力をされたのか。現状がどうなっているのか。陸路はどこにあるのか。そしてその隘路を打開するためにどうしようとされるのか。この点について、この五人未満事業所の適用問題について中身を聞かしてください。

新津博典君（社会保険庁年金保険部長） 先生のお話のとおり、昨年秋の臨時国会でお話

ございまして、その後の経過でございますが、私ども、十二月に省内のプロジェクトチームをつくりまして基礎の資料の検討から始まって、いろいろな制約条件のもとで、どうやったら実現可能かという突っ込んだ議論を現在詰めておる段階でございます。その過程で、その基礎になる数字等の材料はいろいろあるわけでございますが、どうしても、御承知のような零細な企業というのは変動が激しいので、その直近の実態を知りたいということで、六月から最終的な調査もあわせて行うということで、その調査結果も踏まえて、プロジェクトチームとしての結論をなるべく早く出す方向で努力をしているところでございます。

安恒良一君（日本社会党） まあ、なるほど六月に一遍実態調査をやろうということにはわかりましたが、プロジェクトチームを設けられたというのは、これは年金だけじゃなくて医療保険にもかかわるんですが、どういう、だれが長になって、どこの馬とどこの局が合同でプロジェクトチームをつくったらつくったとか、どういう議論をしているか、抽象的では困りますから、そのプロジェクトの中身、それから検討の課題、そういうところについても少し聞かしてください。

新津博典君（社会保険庁年金保険部長） どういうプロジェクトがいいかということで、それ自体の議論も実は省内でやったわけでございますが、結果的には十二月三日に発足をいたしましたプロジェクトは、最後の判断は比較的、相対的に上の方ですとしても、事は現場で物がうまくいくかどうかということが大事なんで、現場に詳しい比較的中レベルのということでございまして、社会保険庁の健康保険課長を主査にいたしまして、あと、人員の関係等もございまして、保険庁の総務課、それから内局の方では、制度とのかかわりがございまして、保険局の企画課、保険課、国保課あるいは調査課、年金局でも年金課、社会保険庁の方はほとんど全課に関係いたしますが、総務課、経理課、地方課、数理室、健保課、計画課、厚年課、国年課、これから補佐レベルを中心に、一部作業グループについては係長も入れてプロジェクトチームを発足させておまして、大体プロジェクトチーム全体の検討委員会は十二月以降七回やっておりますが、それ以外に数字を詰めるグループ、その他作業グループはほとんど毎週二回ぐらいの頻度で進めております。

問題は、検討の課題でございますけれども、まず最新の対象事業所数とか、従業員の数の把握自体すら実は大変推計のむずかしい問題がありまして、そういう数の問題でございますとか、それから事業所単位でやっております現在の事務の中で、どこまでその事務の合理化で増員を避けて実施できるかという、事務組合方式を含めた問題でございますとか、それにしてもやはり最終的には相当の増員が必要になる見込みでございますので、その実現の方途とか、増員が実現するまではどういう方式が考えられないかとか、あるいは労働との比較で言えば、私どもの方はすでに何らかの形でほかの制度に入っている、つまり具体的に言えば国年、国保に入っている人たちが健保、厚年に移ってくるということで、それぞれの制度に、制度の収支両面についての影響もあるわけでございますが、その辺が、移ります人たちの報酬がどうで、保険料の納付状況がどうで、あるいは受診率がどうでと、いろいろ各制度への影響という意味での試みの計算をいろいろやるというような問題でございますとか、そのほか細かいこともあるわけでございますが、大筋ただいま申し上げたような点で、それぞれにグループ別に分かれまして、どうしたら実現できるかという方向に向かって詰めている段階でございます。

安恒良一君（日本社会党） 五人未満の事業所数及び従業員数、現在でどのくらいあるというふうにおつかみになってますか。

新津博典君（社会保険庁年金保険部長） さっきもちょっと申し上げましたように、数字

自体が実は問題があるので、言いわけがましくなりますが、幾つかの材料がございまして、三年に一遍やる事業所統計がその事業所なり人の数の基礎にあるわけですけれども、同時に、私どもの持っている、未適用であれば当然医療保険は国保に入るといふことで、国保の方の実態調査からの推計とか、いろいろな推計の方法があるわけで、そのこと自体を実はプロジェクトでやっています、公表して、これだという数字まで固まっております。

私どもは、これはいつもおしかりを受けるのですけれども、公表いたしました数字としては、五十年の当時の厚生省の公表の数字の百二十八万四千事業所、三百四十二万五千人という未適用、非強適事業所と強適事業所の四人以下の数字は一応これでございますが、実はその後の事業所統計、三年ごとののが、一番新しいのは五十三年でございますけれども、漸増の傾向にあるので、この数もふえているだろうと。

一方私どもの方では、四十八年から九年にかけて大規模な調査をやって、この五人未満を解決しようという努力を当時のスタッフでやりまして、その結果かなりの増員が要るということで、遺憾ながら実現できなかったわけですけれども、何とかして、じゃ任包でもやろうということで、五十年以後大体毎年少しずつふやしてきておりますけれども、事業所規模で四万、被保険者規模で二十万ぐらいの適用の努力をしてきているわけでございますが、そういう伸びもございまして、最終的になお現在でびたり、被用者でありながら国保、国年において被用者年金の適用あるいは健保の適用を受けていない者がどのくらいいるかという数字自体が、まだプロジェクトとして最終的に固まっていない状態でございます。

安恒良一君（日本社会党） 答弁は、時間がないから簡単にしてください。

私ども、一番最近の、いまあなたが言われた調査では、大体五人未満の事業所数は百五十一万四千事業所、従業員数が四百八十二万一千人、これが一番新しい資料ではないかと、一事業所当たり三・一八人というふうには人を把握していますが、そういうことは間違いないでしょうか。

新津博典君（社会保険庁年金保険部長） プロジェクトで検討いたしました数字の中で、実はいま先生のおっしゃった数字もあるわけですが、公表するだけの自信がないと関係者が言っておるので、最終的にこれでいいかどうかの詰めを行っている段階でございますが、そう大きな狂いはないと考えております。

安恒良一君（日本社会党） まず私は、プロジェクトをおつくりになったら、一番直近のそういう実態を把握した上で、その上で御議論くださらぬと、これは厚生省だけじゃなくて、必要なら労働省や総理府統計局、その他いろいろ各省に調査資料があるわけですから、各省は各省なりにいろいろ政策上持っていますから、そういうものを突き合わせた中で、今度六月調査でなお正確にわかってくると思っておりますけれども、とりあえず五人未満の事業所数が、いま現在でどれだけあるのか、それから従業員数がどれだけあるのか、それから一事業所当たり平均どれぐらいの人員なのかということ把握されないと、なかなか私はせつかくプロジェクトをつくっても、まだそんなことを把握しようということからプロジェクトで話されているのかもわかりませんが、私はちょっと作業が、せつかくおつくりになって、もう何か六回もやられたということなんです、どうも作業進捗がおくれているような気がしてなりません。

ですから、このことにつきましては、ぜひひとつ大臣をお願いをしておきたいんですが、プロジェクトもできたと、それから六月には一番新しい実態調査をやると、こういうことでありますから、それらに伴って、これももう去年幾らでも議論しておきまして、いわゆる任意適用ではだめなんだと、労働省の方は労災保険も失業保険もすべて強制適用の方向できちんとしていますから、ひとつぜひ、五人未満の事業所の労

働者が、ある者は国民年金に入っておったり、ある者は国民健康保険に入っていると、こんないびつな形はないわけですから、少なくとも私は次回の改正に向けて、これもここまで調査が完了しましたとか、とりあえずこうしますとか、一遍にいかなければ、とりあえずこうしますとか、そういうひとつ前向きな方向で出していただきたいし、またこれも、恐らくこれを適用すれば事務量がふえます、人も要ります、そういう点についても私が前に申し上げましたように、必要な事務量についてはやはりやむを得ないと思うんです。機械化できるものは機械化する。機械化できなくて、どうしても必要な人員が要するというならば、そういう問題についてもやる。行政改革というのは、むだを省くことはいいいことなんです、何でもかんでも人を少なくすればそれで行政改革ができるということじゃないんですよ。やはり少なくするところとふやすところがあってしかるべきだと思いますし、こういう問題については、国会でこれももう恐らく十年ぐらい附帯決議つけているんじゃないでしょうか。十年ぐらい同じことを改正のたびにつけていますからね、もうぼつぼつ一歩、二歩前進があってしかるべきだと、こう思います。そういう意味で、一段の御努力をぜひお願いをしておきたいと思えます。

昭和 59 年 4 月 2 日 参議院 予算委員会

高杉迪忠君（日本社会党） 次に、五人未満の事業所の適用問題について伺うのですが、社会保障制度審議会の答申の中でも「被用者に対する厚生年金保険の適用の問題の解決に着手しないと、基礎年金の導入に伴い、」「被用者との不均衡が」生ずる、こういうふうに言われているんですけれども、この点についてどうお考えになりますか。

渡部恒三君（厚生大臣） 五人未満の事業所の適用について、これは今、先生御指摘のように、社会保障制度審議会からも御答申をちょうだいいたしておりますので、まず法人の事業所、これを強制加入にする、全部一緒にすればいいわけですが、これはいろんな事務上の問題がございますので、法人以外の事業所については任意加入にして、今後またさらに進めてまいりたいと、こういうことでございます。

高杉迪忠君（日本社会党） それでは具体的に聞きますが、この五人未満で適用になっていない事業所の数、人数。

朝本信明君（社会保険庁年金保険部長） 昭和五十六年十一月に実施いたしました健康保険、厚生年金保険、両制度一緒にやっておりますが、その適用状況調査結果によりますと、未適用事業所の数は九十万四千カ所、その従業員数は三百六十五万五千人と推定いたしております。

高杉迪忠君（日本社会党） その適用しなかった理由というのは具体的に何ですか。

朝本信明君（社会保険庁年金保険部長） 五人未満の事業所等につきましては、従来から小規模で変動が著しいというような特性、それからこれに基づきます適用技術上の難しさ、二番目といたしまして、新たに生ずる社会保険の業務を処理するための業務処理体制の整備の難しさなど多くの問題が存在しておりますところから、これらに対する厚生年金保険及び健康保険の強制適用を行ってこなかったということでございます。

高杉迪忠君（日本社会党） 現在の法制度のもとでも、今説明があったように、一定の要件を備えたものについては任意包括によって適用されているわけですね。じゃ、この適用の事業所の数、適用者数を伺います。

朝本信明君（社会保険庁年金保険部長） 任意包括適用についてでございますが、昭和五十七年度末現在で事業所数は二十七万四千方所、被保険者数は二百二万七千人でございます。

高杉迪忠君（日本社会党） 大変な数だね。

そこで、労働大臣に伺うんですが、労働保険の場合の労災、雇用は、一人でも従業員がいれば全面適用になっているわけですね。それでは、この適用事業所の数、従業員の数、どの程度になっていますか。

小粥義朗君（労働大臣官房長） 労働保険につきましては、五十年から農林水産業の一部を除いて全面適用になっているわけでございますが、現在の適用事業所総数は二百十六万、そのうち五人未満の事業所の数は約百万、九十七万が正確でございます。そういう数字になっております。

高杉迪忠君（日本社会党） さらに伺いますが、この五人未満の零細事業所で、現在保険料の徴収や給付の上で問題が特にありますか。

小粥義朗君（労働大臣官房長） 五人未満の事業所の場合には、新しく事業を起こしたところ、あるいはやめたところの把握が難しいといったことが他の大規模企業に比べるとあるわけでございます。そうした面を直接行政機関だけで全面的に把握することはなかなか困難な面がございますので、労働保険の場合には、個々の事業主の委託を受けて、この保険料の納入事務を行います事業主の団体を労働保険事務組合という形で認可をしまして、その事務組合によって収納をやっているといったような工夫をしているところでございます。

高杉迪忠君（日本社会党） 今回の改正案では、法人に限って拡大するというふうなお話ですね。ところが私は、そうなりますと、五人未満でも法人とそうでないところに差別があって格差がまた拡大する、こういうふうに考えるんですが、いかがですか。

朝本信明君（社会保険庁年金保険部長） お尋ねのとおり、同じサラリーマンという点に着目いたしました場合、五人以上の事業所に働く方々、それから五人未満の小さな事業所に働く方々、年金、医療保険の取り扱いが若干異なってくるということは御指摘のとおりでございます。そのために五人未満の事業所につきましても今後任意包括適用制度を推進してまいりたい、かように存じておるわけでございます。

高杉迪忠君（日本社会党） せっかく大きな大改革を実行して、今後長期にわたって安定した制度へまさに画期的な改革を行おうとしておる現在でありますから、少なくとも労働と厚生との関係でも今お話をいただいたように違いがある、全面適用にしていくべきだと思うんです。大臣に最後の所見を伺います。

渡部恒三君（厚生大臣） 御趣旨は、私の考えも先生の考えも同じでございますが、やはり社会保障の恩典というものは国民すべての竹が平等にその給付を受ける方向に進まなければならないということからこの年金改革が行われておるわけでありまして、今回五人未満法人でもこれを対象にしたことは大きな前進であると思っておりますが、今御指摘のように不十分に残された点があります。これは今、政府委員から答弁しましたように、いろいろな事務的な問題で今回はそこまでいかなかったのでありますが、今後目的を達成するために努力をしてまいりたいと思っております。

徴収率維持等への関心を裏付ける議事録
(所長会議、徴収課長会議等より抜粋)

徴収率への高い関心や前年度数値への意識を示すもの

※徴収率の報告は、所長会議、徴収課長会議で毎回行われていた。

<平成15年6月19日開催 東京都徴収課長会議>

○ 東京社保事務局保険管理課長(あいさつから抜粋)

かつて、東京の社会保険は健康保険の収納率が99%を超えて高い収納率を維持していた時代がございました。経済状況が現在非常に厳しいというなかで、簡単に比較はできないわけではございますが、私たちの先輩は大変なご苦勞をいただいて高い収納率を維持してきたところでございます。現在におきましても、徴収業務に取り組む東京の伝統が維持されて努力していただいている事務所も多くございます。残念ながら一方ではかつての東京の伝統はどこへいってしまったんだろうと思われる事務所もございます。収納できなかった保険料は、結局まわりまわって厳しいなかで納付していただいている事業主のところにかかっていくわけです。私どもが最も大切にしなければいけない公平性というものが阻害されてしまうことになってしまいます。ひとつ、原点にかえていただきまして徴収業務に取り組まれるようお願いするしだいでございます。

<平成16年11月18日開催 東京都徴収課長会議>

○ 東京社保事務局保健管理課長(あいさつから抜粋)

9月末時点の収納率におきましても東京都平均ですが、両方とも対前年比を上回っているという結果でございます。しかしながら、健保におきましては、6つの事務所、年金におきましては、3つの事務所が対前年比を下回ったという結果もあるわけでございます。現状把握していただきまして、下半期、年末・年度末に向けての見直し等、よろしくお願ひしたいと思ひます。保険料の徴収業務、これは社会保険事業の生命線であるわけでございます。

<平成18年5月25日開催 東京都社保事務所長会議>

○ 東京社会保険事務局長(あいさつから抜粋)

健保・厚年の徴収につきましても残念ながら、厚年の方につきましては、17年度を通じて目指しました、十数年ぶりの全国1位というには届きませんでした。比較的小規模な事務局が、我々を凌駕したわけですが、それでも16年度の順位4位をひとつあげまして3位ということで落ち着くそうでございます。

また、健康保険に関しましても順位は36位から二つあげまして34位ということでございますが、対前年度引きあがった幅につきましては、全国10位ということをお聞ひしております。国民年金への人、資源のシフトの中で、それぞれの事務所では大いに担当課長さんが気をはいていただいて、また事務所を上げて努力いただいた成果ではないかと考えております。改めて感謝を申し上げたいと思っております。

※同様の内容を含むあいさつは、毎回行われていた。

<平成18年5月25日開催 東京都社保事務所長会議>

○ 東京社保事務局保険管理課(説明から抜粋)

年金勘定の上位収納率の事務所を申し上げますと、最も高かった事務所は麴町、2番目は府中、3番目は蒲田、4番目は品川、5番目は港となっております。最も高かった事務所の収納率は99.89%、最も低かった事務所の収納率は97.26%。差は2.63ポイントでしたが、昨年度の状況と比べますと、0.39ポイント差が縮まっております。

昨年同期と比べて収納率の上昇率が大きい事務所は、最も高かったのが江戸川で0.56ポイント、2番目が荒川で0.44ポイント、3番目が世田谷で0.43ポイント、4番目は中野で0.31ポイント、5番目が港で0.29ポイントでした。

<平成18年10月24日開催 東京都社保事務所長会議>

○ 東京社保事務局保険管理課長(徴収状況の報告から抜粋)

平成18年9月30日が土曜日でございましたので、前年との比較ができませんけれども健康勘定が90.61%で全国平均の91.0%を約0.4ポイント下回り35位となっており、順位的面では引き続き厳しい状況です。

年金勘定の保険料収納状況につきましては、93.69%で全国平均の92.3%を約1.4ポイント上回り第6位となっております。

(中略)東京の状況といたしまして、健保勘定では全国平均から比べますと更に力を入れていただきたいという状況です。年末、年度末の徴収対策を今一度徹底していただき、効果的、効率的な滞納整理にご尽力いただきますよう改めてお願い致します。

<平成18年11月22日開催 東京都徴収課長会議>

○ 東京社会保険事務局長(あいさつから抜粋)

直近であります、平成18年10月末のみなさんの努力の成果であります徴収状況を見ますと年金勘定におきましては徴収率98.61%ということで目下全国1位という業績になっております。一方で健康勘定におきましては、95.02%ということで、こちらは残念ながら全国41位と厳しい状況になっております。これから年度末におきましては徴収業務の山場に差し掛かるわけでございます。引き続き第一線の幹部であります徴収課長の皆様には、いろいろご苦労をおかけしますが、昨年を上回る徴収実績を各事務所で実現できるように引き続き職務にご専念いただきたいと思っております。

<平成18年11月22日開催 東京都徴収課長会議>

○ 東京社保事務局保険部長(あいさつから抜粋)

9月の社会保険庁業務監査におきまして、東京の現状についての指摘をいただいております。それなりの前年実績を確保しているものの、特定の事務所において連続して徴収率が下がっている事務所がある。全国的に健保41位という結果となっているわけではありますが、もう少しできるはずというのが我々の思いでありまして、是非とも事業所別の傾向をしっかりと分析していただいて、限られた人員になりますが、効率的に効果的にどうやったら実績に反映されるかということ、じっくり分析をしていただいて、なるべく無駄な労力を使わないで的確に結果を出すという

ことに引き続き心がけていただきたいと思います。

徴収率の維持が社保の存在につながることを示すもの

<平成16年11月18日開催 東京都徴収課長会議>

○東京社保事務局保険料特別徴収専門官(あいさつから抜粋)

まず、10月19日から21日にかけて、事務局と2つの事務所について社会保険庁の業務監察を受けたところです。評価といたしましては、両事務所とも積極的に滞納整理に努められ、良好な結果であったこと。局全体としては、収納率の向上が認められるものの、一部の事務所については収納率が下げ止まらず、滞納事業所数も増加していることから、なお、一層、基本方針の徹底を図る必要があること。～(中略)～つまり、社保の存在、実力をアピールするチャンスでありますし、「事業実績が伴えば職場の存続につながる」と考えています。

<平成19年1月24日開催 東京都徴収事務研修>

○東京社保事務局保険管理課長(あいさつから抜粋)

あと一つお願いしたいのは、最近私どもの職場では国民年金中心となっております。生き残るためには国民年金の収納率を上げなければならないという至上命題が長官から出ておりまして、たしかに国民年金も大事な話ですけれども、そのような中、我々は、厚生年金の仕事をしております。厚生年金の保険料の中には第2号、第3号の保険料も同時に徴収しているということになりますので、厚生年金の徴収率が下がるということは、ひいては国民年金の収納率が下がるということでございます。我々においては、国民年金よりもむしろ厚生年金を頑張らなければならないと自負しています。

本庁の制度見直し怠慢への不満を示すもの

<平成16年11月9日開催 長野県徴収課長会議>

○収納計画等に関する自由討議から引用

(松本社保事務所)適用も義務だけど、保険料納付も義務であることを分かっていない事業主が多くて困る。

(長野社保事務局保険課長)事業主の理解不足も有るが、何も分かっていない会計事務所がぼんと書類を出してくるケースがあり、これも含めて今検討している。徴収課もちろん困るが、業務課も文句言われて、困っているのも確かで、こんな事でギクシャクしても一番困るので、どんどん企画の方へ言ってきてください。

(長野社保事務局保険課長補佐)庁の方でも、会計士に対して法的整備を含め検討しているところですよ。

(小諸社保事務所)新適時の、資産の調査もしっかり出来ないか。

(長野社保事務局保険課長)昔みたいに、決算書をつけられればいいが。

(長野南社保事務所)登記したばかりだから、決算はまだない。

(小諸社保事務所)取引銀行も何も書いていない事業所があり、こういったところほど滞納となるケースが多い。資産状況調査票をきちんと書いてもらいたい。

(長野社保事務局保険課長)それは、書類不備で業務一課で返戻できないか。

(長野社保事務局保険課係長)規則上添付書類になっていないので、強制できないし、適用前に調査もできない。

(松本社保事務所)今は登記簿さえついていれば、適用を断ることが出来ないが、滞納する事業所を適用して、保険料を払わずに給付を受けるのは、世間の一般的な考えからいっておかしいと思う。制度の不備を突かれているようなものでは。

(長野南事務所)昔から言われていることであり、本庁が本腰をいれて考えればいいことなのに、やる気がないのでは。

<平成16年11月9日開催 長野県徴収課長会議>

○ 全喪届の取り扱いに関する自由討議から引用

(長野社保事務局)徴収がらみの全喪については、業務課はもとより、所長とも十分相談して欲しい。徴収課が全喪届を預かってくることは自体は問題ないが、審査するのは適用担当課の責任で行う。

(松本社保事務所)本庁の方は現場の実態が分かっていない。

(長野社保事務局保険課長)庁のヒアリング時にはいつも言っている。庁も変わらなくてはいけないことは認識しているので、今後人事交流も行われていくので、少しずつ変わっていくと思う。

磁気カードの管理や特定処理結果への注意喚起を促すもの

<平成15年2月25日開催 東京都徴収課長会議>

○ 東京社保事務局上席地方社会保険監察官(説明から抜粋)

それからこれも当たり前なんですけれども、磁気カードの配布につきましても、ずいぶん前から個人ごとに配布して日々管理してくださいよとお願いしているんですけれども、徴収は適用と違って更新するデータがありませんので、意外と差しっぱなしの状態が多いわけです。これを後から見たときに任継の保険料の場合は現実的に誰がやったか分からない状況でした。従いまして、徴収課におきましてもやはり磁気カードの取扱いにつきましても適正に必ず個人ごとに取り扱っていただきますようお願いしたいと思います。

もう一つ処理結果のリストのチェックですけれども、今申し上げたとおり更新系はないのでそんなにチェックすることはないかなと思いますが、調定取消・更正減等は特定の届となっておりますので、徴収課長さんにおかれましては厳粛にチェック方よろしく願いいたしたいと思います。

取締役会議事録

平成 年 月 日 午前 時より、当会社の本店において取締役会を開催す。

取締役総数 名 出席取締役 名

上記のとおり取締役が出席のうえ慎重審議の結果、平成 年 月以降取締役の報酬を減額することを可決確定した。

	新報酬額	旧報酬額
1、代表取締役	円	円
2、取締役	円	円

上記決議を明確にするために、この議事録を作り出席取締役の全員がこれに記名捺印する。

平成 年 月 日

代表取締役

取締役

取締役

正

健康保険 被保険者報酬月額変更届
厚生年金保険

届書コード 処理区分
2 2 1 ※

届書

所長	次長	課長	係長	係員

事業所整理記号

⑦健康保険被保険者証の番号	①被保険者の氏名	②生年月日	④種別	④⑤ 従前の標準報酬月額	⑥※従前の改定月・原因
報酬月額				⑦ 3ヶ月の総計	⑧ 改定年月
⑦の報酬支払基礎日数	⑦ 通貨によるもの額	⑧ 現物によるもの額	⑨ 合計	⑩ 平均額	⑪ 修正平均額
				⑫ 決定後の標準報酬月額	⑬備考 ・遡及支払額 ・昇(降)給差の月額 ・昇(降)給月

健康証番号(年金整理番号)	氏名	明大昭平 1357	生年月日	1.2.3 5.6.7	健保の従前	千円	厚年の従前	千円	年 月
支払前3月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	総計	円	改定年月 年 月
支払基礎前2月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	平均額	円	修正平均額
支払基礎前1月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	健保	千円	厚年
日数									千円

健康証番号(年金整理番号)	氏名	明大昭平 1357	生年月日	1.2.3 5.6.7	健保の従前	千円	厚年の従前	千円	年 月
支払前3月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	総計	円	改定年月 年 月
支払基礎前2月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	平均額	円	修正平均額
支払基礎前1月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	健保	千円	厚年
日数									千円

健康証番号(年金整理番号)	氏名	明大昭平 1357	生年月日	1.2.3 5.6.7	健保の従前	千円	厚年の従前	千円	年 月
支払前3月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	総計	円	改定年月 年 月
支払基礎前2月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	平均額	円	修正平均額
支払基礎前1月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	健保	千円	厚年
日数									千円

健康証番号(年金整理番号)	氏名	明大昭平 1357	生年月日	1.2.3 5.6.7	健保の従前	千円	厚年の従前	千円	年 月
支払前3月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	総計	円	改定年月 年 月
支払基礎前2月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	平均額	円	修正平均額
支払基礎前1月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	健保	千円	厚年
日数									千円

健康証番号(年金整理番号)	氏名	明大昭平 1357	生年月日	1.2.3 5.6.7	健保の従前	千円	厚年の従前	千円	年 月
支払前3月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	総計	円	改定年月 年 月
支払基礎前2月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	平均額	円	修正平均額
支払基礎前1月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	健保	千円	厚年
日数									千円

社会保険労務士の提出代行者印

平成 年 月 日 提出

受付日付印

事業所所在地 [Redacted]

事業所名称 株式会社

事業主氏名 [Redacted]

電話 [Redacted]

代表取締役 [Redacted]

◎ ※印欄は、記入しないでください。
◎ 記入方法は2枚目の裏面に書いてありますので、よく読んでください。

保険料取消額計算書

記号	—	番号	氏名	種別	免除保険料率
生年月日	年 月 日	介護該当・終了年月	年 月 日	年 月 日	年 月 日

健 保	対象	月	月数	旧報酬	新報酬	差額	繰上率	取消額	
	年	月	年	月					
	年	月	年	月					
	年	月	年	月					
	年	月	年	月					
	年	月	年	月					
	年	月	年	月					
健保取消額合計									

厚 年	対象	月	月数	旧報酬	新報酬	差額	繰上率	取消額	
	年	月	年	月					
	年	月	年	月					
	年	月	年	月					
	年	月	年	月					
	年	月	年	月					
	年	月	年	月					
厚年取消額合計									

児 童	対象	月	月数	旧報酬	新報酬	差額	繰上率	取消額	
	年	月	年	月					
	年	月	年	月					
	年	月	年	月					
	年	月	年	月					
	年	月	年	月					
	年	月	年	月					
児童取消額合計									

	健 保	厚 年	児 童	合 計
調定額				
取消額				
正当額				

(保険料等変遷)

適用年月	健 保		厚 年				繰上率
	保険料率 (右側介護保険料含む)	標準報酬 下限 上限	保険料率		標準報酬		
			一般	基金	下限	上限	
6年11月～	82	092980	165.0	130.0	092590	590	1.1
8年4月～	〃	〃	〃	127.0~133.0	〃	〃	〃
8年10月～	〃	〃	173.5	135.5~141.5	〃	〃	〃
9年9月～	85	〃	〃	〃	〃	〃	〃
12年4月～	85/91	〃	〃	〃	〃	〃	〃
12年10月～	〃	〃	〃	〃	098620		〃
13年1月～	85/95.8	098	〃	〃	〃	〃	〃
13年3月～	85/95.9	〃	〃	〃	〃	〃	〃
14年3月～	85/95.7	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年 月～							

個人別事故計算書

事業所記号		事業所番号		事業所名				基金加入 有・無 (. .)		計算者		氏名			
健康保険					厚生年金保険					児童手当拠出金					
月分	報酬月額	料率	月数	保険料	月分	報酬月額	料率	月数	保険料	月分	報酬月額	料率	月数	保険料	
11.6		↑			11.6		↑			11.6		↑			
7					7					7					
8					8					8					
9					9					9					
10					10					10					
11					11					11					
12					12					12					
12.1					12.1	1月	173.5			12.1					
2					2	2月	"			2					
3					3	5月	127			3					
4	8.5		+6(分)		4	6月	~133			4	1.1				
5					5					5					
6					6					6					
7					7					7					
8					8					8					
9					9					9					
10					10					10					
11					11					11					
12					12					12					
13.1			+10.8		13.1					13.1					
2					2					2					
3			+10.9		3					3					
4					4					4					
5					5					5					
①計 (健保)					②計 (年金)					③計 (児童)					
円					円					円					

特別保険料 (健保)

賞与等支払年月日 (. . .)

正当支給額 (円)

百円 × 0.8 = 円
 正当支給額 届出済 特別保険料額

= ④ 円

特別保険料 (年金)

賞与等支払年月日 (. . .)

正当支給額 (円)

百円 × 1 = 円
 正当支給額 届出済 特別保険料額

= ⑤ 円

①+②+③+④+⑤

合計 円

